

# 苫小牧工業高等専門学校における外部資金に係る間 接経費の取扱要項

制 定 平成 20 年 1 月 25 日

一部改正 平成 28 年 2 月 26 日

一部改正 平成 28 年 6 月 21 日

(趣旨)

**第 1 条** 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)における受託研究, 共同研究, 科学研究費補助金及びその他の補助金等(以下「外部資金」という。)に係る間接経費の取扱いについては, 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ)その他別に定めのあるもののほか, この要項の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この要項において「間接経費」とは, 外部資金による研究の実施に伴う本校の管理等に必要な経費として使用する経費をいう。

(目的及び使途)

**第 3 条** 間接経費の使途は, 次の事業に充てるものとし, 具体的な使途は, 別紙のとおりとする。

- 一 本校の管理部門に係る経費
- 二 研究部門に係る経費
- 三 その他の関連する事業部門に係る経費

(管理及び使途の決定)

**第 4 条** 間接経費の管理及び使途の決定は, 校長が行うものとする。

- 2 校長は, 効果的かつ効率的な間接経費の執行を行うとともに, 使途の透明性確保に努めるものとする。

(その他)

**第 5 条** この要項に定めるもののほか, 間接経費に関して必要な事項は, 別に定める。

## 附 則

この要項は, 平成20年 1 月25日から施行し, 平成19年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要項は, 平成28年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要項は, 平成28年 6 月21日から施行し, 平成28年 4 月 1 日から適用する。

間接経費の具体的な使途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

1 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備，維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費，消耗品費，機器借料，雑役務費，人件費，通信運搬費，謝金，  
国内外旅費，会議費，印刷費

2 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費，消耗品費，機器借料，雑役務費，人件費，通信運搬費，謝金，  
国内外旅費，会議費，印刷費，新聞・雑誌代，光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者，研究支援者等の人件費，備品購入費，消耗品費，機器借料，雑役務  
費，通信運搬費，謝金，国内外旅費，会議費，印刷費，新聞・雑誌代，光熱  
水費

(3) 特許関連経費

(4) 研究棟の整備，維持及び運営経費

(5) 研究者交流施設の整備，維持及び運営経費

(6) 設備の整備，維持及び運営経費

(7) ネットワークの整備，維持及び運営経費

(8) 大型計算機棟の整備，維持及び運営経費

(9) 図書館の整備，維持及び運営経費

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費